岡山、昭45不４・昭46不１、昭47．９．５

命　　令　　書

申 立 人　別表申立人名簿のとおり

被申立人　中鉄バス株式会社

主　　文

被申立人中鉄バス株式会社は、私鉄中国地方労働組合中国鉄道支部が、昭和44年10月から昭和45年５月まで行なったストにさいし、非常手当を支給することにより、中鉄バス労働組合の組合員らとストに参加した申立人との間に生じた差別金相当額として、別表Ⅰの申立人に対しては、１人当たり 27,000 円を、別表Ⅱの申立人に対しては、１人あたり6,000円を支給しなければならない。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者について

⑴ 別表Ⅱの申立人は、中鉄バス株式会社の従業員をもって組織する私鉄中国地方労働組合中国鉄道支部（以下「私鉄組合」という。）の組合員であり、別表Ⅰの申立人は、私鉄組合員のうち私鉄組合勝山分会に所属し、中鉄バス株式会社勝山営業所に勤務する者である。

なお、申立人らの所属する私鉄組合は、中国地方の民間バス鉄道企業の従業員をもって組織されている私鉄中国地方労働組合に所属し、その支部となっている。

中鉄バス株式会社には、私鉄組合のほか私鉄組合から分裂し、昭和42年６月４日に

結成された中鉄バス労働組合（以下「バス労」という。）がある。

⑵　被申立人、中鉄バス株式会社（以下「被申立会社」という。）は、肩書地に本社を置き、主として岡山県において旅客運送事業等を行なっている株式会社である。

2　非常手当の支給の経緯について

⑴　被申立会社は、毎年ストを繰り返しており、そのつど足を奪われる地域住民から強い批判をうけ、また、地元有志によって作られている美作地区バス交通改善準備期成会等から強く抗議されていた。

⑵　⑴のような状態のもとに、地元有力者が中心となり、スト対策のための新会社設立の計画がおこり、昭和 41 年 12 月２日には新会社美作バス株式会社の設立免許申請がなされた。この件については、その後聴聞会が開かれたが、処分保留のまま現在に至っている。

⑶　昭和 42 年 10 月頃、被申立会社は、バス労に対し、私鉄組合がストを行なった場合には被申立会社に協力されたい旨の申入れをした。しかし、パス労は、結成後日も浅く、組合員数が極めて少ない状態であったため協力することは不可能であるとこの申入れを拒否した。

⑷　被申立会社は、私鉄組合が昭和 43 年２月４日に予定していたストにそなえ、バス労に対し、ストのさいに協力するよう申入れた。これに対し、バス労は、同年２月３日、①組織としては協力をきめた。②しかし、組合員個人個人が協力するかどうかについては責任はもてない。何らかの手当を出してくれれば、それらに対する説得がしやすい。③手当の金額については、24 時間ストに対し３千円を希望する。と回答した。

被申立会社は、これを検討したうえ、スト中の就労のため労働が強化されることおよび私鉄組合の妨害のおそれがあることなどから精神的苦痛、心身の疲労がはげしいであろうことを考慮して、非常手当は支給する。しかし、金額については後日協議して決めたい、旨の回答をした。

⑸　被申立会社とバス労は、同年２月 11 日のスト終了後、３回にわたって団交を行ない、非常手当の金額、支給範囲等について協議した。その結果、同年３月 10 日、労働

協約を締結したが、その内容は、①２月４日のストについては1,000円、２月11日のストについては2,000円の非常手当を支給する。ただし、この金額については、今後これを慣例としない。②バス労組合員が全体の過半数を占めるに至ったときは、非常手当は支給しない。というようなものであった。

3　ストの実施状況および非常手当の支払状況について

私鉄組合は、下記表のとおりストを行ない、これに対し、被申立会社は、スト中、ストの対象となった営業所に勤務した者および本社、整備工場に勤務する者でストのため特殊勤務についた者に対し下記表のとおり非常手当を支給した。

ストの日時	ストの状況		１人１日当り支給金額	支給日時
	スト決行時間	スト参加者の範囲		
43年２月４日	午前６時30分に中止した	私鉄組合員全員	1,000円	43年３月19日
〃　２月11日	24時間	〃	2,000円	〃
〃　４月25日	〃	〃	1,500円	43年５月３日
〃　４月28日	〃	〃	1,500円	〃
〃　５月１日～５月６日	〃	〃	1,500円	43年５月21日
〃　12月８日	〃	〃	2,000円	〃　12月23日
44年５月25日	24時間	私鉄組合員全員	1,500円	44年６月27日
〃　６月４日	〃	〃	1,500円	〃
44年10月16日～11月３日	24時間	私鉄組合勝山分会員	1,500円	44年12月23日
44年11月４日～12月６日	24時間	私鉄組合勝山分会員	0	－
45年５月４日	24時間	私鉄組合員全員	1,000円	45年５月27日
〃　５月８日	〃	〃	1,000円	〃
〃　５月12日	〃	〃	1,000円	〃
〃　５月15日～５月20日	〃	〃	500円	〃
〃　５月21日～10月15日	〃	〃	0	－

なお、昭和44年10月から12月までの間に行なわれた勝山営業所のストにおいて、非常手当の支給を受けた者の最高額は27,000円であった。

4　当委員会の発した岡委昭和44年（不）第１号事件の命令について

昭和43年２月４日から12月８日までの間に行なわれたストに対し非常手当を支給したことについては、昭和44年１月22日私鉄組合員491名から本件と同趣旨による不当労働行為数済申立がなされ、当委員会は、岡委昭和44年（不）第１号事件として審査した。その結果、中止されたストについても非常手当を支給している事実その他から、非

常手当の支給については合理的な理由が認められず、バス労組合員および非組合員に褒賞を与えることにより、申立人の所属する組合がストをすることを牽制しようとの意図のもとになされたものと認めることが相当であるとして、不当労働行為の成立を認め、昭和45年11月26日救済命令を発した。

5　勝山営業所のストのさいに同営業所に助勤に行った私鉄組合員に対する取扱いについて

昭和44年10月より同年12月にかけて、私鉄組合勝山分会が勝山営業所で行なったストに対しては、県下各営業所から助勤者が派遣されたが、この中には、津山営業所に勤務する私鉄組合員11名が含まれていた。被申立会社は、昭和44年12月12日行なわれた私鉄組合との団交において、これらの者にも非常手当を支給する旨の意思表示を行なった。しかし、私鉄組合は、これを受領しない旨を表明した。

6　非常手当の打切りについて

被申立会社は、昭和44年10月から12月までの間行なわれたストについては、同年11月以降、昭和45年5月に行なわれたストについては、同月21日以降いづれも非常手当の支給を打切った。前者は、バス労からのストの長期化にそなえ勤務の軽減をはかってもらいたい旨の申出により貸切バス業務を整理したことなどから、平常労働に近い状態になったため打切ったものであり、また、後者は、被申立会社の経理状態が悪化したことおよび私鉄組合とバス労との組合員数がほぼひとしくなったこと等から、バス労と交渉の上打切られたものである。

7　本件非常手当支給の対象となったストのさいにおける就労者の勤務状況およびスト中における私鉄組合の妨害行為について

⑴　スト中就労した者は、①平均的には、平常に比べ勤務時間が延長され、また、走行粁数も多くなった。②ストにともなう苦情あるいは問い合せの応待に多忙をきわめた。③事務職が車掌業務を代務する等本務以外の職務に従事しなければならない者もあった等平常に比べ過重労働となり、また、特定の部所では労働密度が高くなった。

⑵　私鉄組合員は、勝山営業所におけるストにさいし、同営業所管内の一部において、

車庫前に自家用車を駐車するとか、バスの前方でビラ配りをするとか、スクラムを組み合唱しながらバスに接近するとかしてバスの運行を妨害し、また、就労中の運転者に対しあしざまにいう等の妨害あるいはいやがらせ行為を行なった。

8　スト中就労した者に対する規定内賃金の支払状況について被申立会社は、スト中就労した者に対して、時間外労働に当るものについては時間外手当を、乗車勤務をした者に対しては乗務手当を支給している。

9　規定外賃金の従来の支払状況について

⑴　被申立会社は、昭和 39 年頃、年末年始における最上稲荷への乗客輸送のため多忙であったことに対し、全従業員に１人当り一律２、３百円の繁忙手当を支給した。

⑵　また、被申立会社は、昭和 40 年頃、私鉄組合が連続ストを行なったさい、ストのため徹夜勤務を行なった管理職に対し、１人当り約３千円の手当を支給している。

10　スト解除後の被申立会社のバス運行状況について

⑴　被申立会社は、私鉄組合がストを解除した後の昭和 45 年 11 月１日から翌年４月 30 日までの間も、引き続き一部路線についてバスの運行を休止させあるいは間引き運行したため、バス利用者の一部の者で組織されている住民の足を守る美作地区協議会から、道路運送法違反として告発され、昭和 46 年６月 24 日、岡山簡易裁判所から略式命令により５万円の罰金刑に処せられた。

⑵　また、被申立会社は、前記違反により、広島陸運局からも、昭和 46 年 12 月 24 日、行政処分を受けている。

第２　判断

⑴　申立人は、被申立会社が、私鉄組合員の行なったストのさい就労した者に対し非常手当を支給したことは、私鉄組合がストをすることに対する牽制ないし報復を目的とする不当労働行為であると主張する。

これに対し、被申立会社は、会社が、当時のストをめぐる社会的背景のもとで、スト中でもなるべく平常に近い状態で車を動かさなければならない立場におかれていたこと、スト中平常に近い状態で車を運行するためには、バス労の協力を得なければ

ならなかったが、協力を求めるためには、バス労の強い要求により非常手当の支給を約束せざるを得なかったことなどから、スト中就労により生じる労働強化、私鉄組合の就労妨害等により生じる精神的苦痛等に対する手当として本手当を支払ったものであり、申立人の主張するようなものではないと主張するので以下判断する。

使用者が、本件における非常手当のようなものを支払うことが許されるのは、スト中就労者が過重労働になるとか、その労働密度が非常に高くなるとか、あるいは、スト組合員の就労妨害等のため精神的苦痛を感じるとかいうことに対する反対給付的なものであることが明らかである場合、および、例外的に、企業防衛上真にやむを得ない事情にある場合であると考えるが、本件については、次に記載する理由によりこのいずれにも該当しない。

よって、本件非常手当の支給は、ストに参加した組合員に不利益を与えることによりストを牽制し、私鉄組合の弱体化を図る意図のもとになされたものと判断せざるを得ない。

1）スト中、労働過重となり、あるいは、労働密度が高くなったことに対する対価として払われたものであるかということについて

本件については、非常手当はスト中、ストの対象となった営業所に勤務した者および本社、整備工場に勤務する者で、ストのため特殊勤務についた者に対し、一率に支給されているが、バス事業の特殊性から考えると、これらの者が、皆同一の勤務状態であったということは有り得ないことと思われる。

被申立人は､非常手当がこれらに対する対価であると主張するのであるから､個々の労働者がいかに労働過重となり、また、いかに労働密度の高い労働に従事したかを疎明し、受給者全員が非常手当を受けるに値すべきものであることを疎明すべきであるが、それについての疎明がなされていない。

従って、これが、労働過重あるいは労働密度が高くなったことに対する反対給付として、支払われたものとは考えられない。

2）スト中就労することから生ずる精神的苦痛についての対価として支払われたもの

であるかということについて

スト中就労し、スト中の組合員から就労を妨害されるような場合には、就労者に精神的に何んらかの負担がかかることは､容易に容認できるところである｡しかし、本件の場合は、就労者の中のごく一部の者が就労妨害を受けたと認められるにすぎない。

よって、就労者全員に対し、これを理由に非常手当を支払ったことには合理性がなく、精神的苦痛に対する対価として支払われたものと認めることはできない。

3）企業防衛上真にやむを得ない行動といえるかということについて

本件スト当時には、前掲認定のとおり、私鉄組合が例年のごとくストを繰り返すことについて世間からの強い批判があり、被申立会社は、地元有志によって結成された美作地区バス交通改善準備期成会等から強い抗議をうけ､また､一方､新会社､美作バス株式会社の設立免許申請がなされるというような状態にあった。

しかし、このような状態のもとにおいて、被申立会社が、企業防衛上真に車を動かさなければならないと考えていたかという点については、その後私鉄組合がストを解除した後も、一部路線については運休および間引き運転を行ない、そのため罰金刑を受け、また、行政処分を受けていることから判断すると、その真意は極めて疑わしく、これを企業防衛上真にやむを得ない行為と認めることはできない。

⑵ 申立人が請求する不当労働行為の救済内容について、申立人は、非常手当と同額を申立人に支給せよとの命令を求め、被申立会社は、これに対し、①就労しなかった私鉄組合には賃金請求権はないのであって、これを求めることは、スト中就労しながら非常手当の支給にあずからなかったバス労組合員に比べると、同人等以上の利益を求めることになり、原状回復の範囲をこえるものである。②使用者にかかる支払を命じることは、社会観念上懲罰を科したと同様になり、失当であると主張する。

不当労働行為救済の目的は、できるだけ不当労働行為がなかったと同様の状態に回復すること、即ち原状回復にある。従って、本件の場合においては、非常手当の支給により、スト参加者と不参加者との間に生じた差別を取り除くことが原状回復である

といえよう。本件のような場合、差別を取り除くためには、与えた非常手当を返還させることにより差別を取り除く方法と、それとは逆に、不利益をうけた者にこれを与えることにより差別を取り除く方法とが考えられるが、前者については、第三者たるバス労組合員が返還に応じないかぎり、被申立人は命令を履行することは不可能であり、また、被申立人は、不法原因給付たる本件非常手当の返還請求権をもつものではなく、返還を強要することもできないものである。以上の理由により、不履行の場合には罰則が科せられる不当労働行為救済命令として、このようなことを命ずることは適当ではない。

従って、不当労働行為救済の目的に沿うもっとも適切な命令を出すためには、後者の方法によるほかはなく、またこのように命ずることは、原状回復を目的とするものであって、被申立人が主張するように、被申立人に懲罰を科するものでもなく、また、命令の範囲を逸脱するものでもない。

なお、本件命令を履行した場合には、被申立人がいうように、ストに参加した者とスト中通常勤務に服し非常手当の支給にあずからなかった者との間に不均衡が生じるという問題が起るが、これは労使関係の安定に努力すべき使用者が、適切な措置をとることにより解決すべきことであり、当委員会としては、被申立人が適切な措置をとり、労使関係の安定に努力されることを望むものである。

よって、当委員会は、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条に基づいて主文のとおり命令する。

昭和 47 年 9 月 5 日

岡山県地方労働委員会

会長　河　原　太　郎

（次頁へ続く）

（別表Ⅰ）

申　　立　　人

住　　所	氏　　名
真庭郡勝山町	X1 （他 45 名略）

（別表Ⅱ）

申　　立　　人

住　　所	氏　　名
津山市	X2 （他 377 名略）